

平成 21 年度 期中の評価及び完了後の評価の結果について（案）

1 期中の評価

（１）評価の対象とした事業

直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した時点で継続中の事業実施地区を対象として、期中の評価を実施した。

（２）評価の視点

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、事業の進捗状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。

（３）評価の結果

評価の結果（案）については、次表のとおりである。

期中の評価の結果（案）

（単位：地区数）

事業区分	評価実施 地区数	事業の実施方針			
		継続	計画変更	中止	休止
治山事業（民有林補助）	3	3	—	—	—

各事業実施地区ごとの評価結果（案）については、資料 2 - 2 「平成 21 年度民有林補助治山事業における期中の評価結果（案）」のとおりである。

2 完了後の評価

(1) 評価の対象とした事業

事業完了後おおむね5年を経過した、総事業費10億円以上の事業実施地区を対象として、完了後の評価を実施した。

完了後の評価の実施地区数

(単位：地区数)

事業区分	評価実施地区数
治山事業（民有林補助）	18
森林整備事業（民有林補助）	4
計	22

(2) 評価の視点

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業効果の発現状況、事業により整備された施設の管理状況等の項目を点検し、必要性、効率性、有効性の観点から総合的かつ客観的に評価を行った。

(3) 評価の結果

各事業実施地区ごとの評価結果（案）については、資料2-3「平成21年度民有林補助治山事業における完了後の評価結果（案）」及び資料2-4「平成21年度森林整備事業における完了後の評価結果（案）」のとおりである。